

市職員の給与等の状況

1 部門別職員数に関する状況

(単位：人)

区分	H24.4.1	H25.4.1
一般行政	429	415
特別行政（教育）	85	80
公営企業関係	434	432
計	948	927

2 職員の給与に関する状況

① 平均年齢および平均給料月額等の状況等 (平成24年度)

区分	平均年齢	平均給料月額	ラスパイレス指数※
敦賀市	41歳2月	300,100円	95.3 (103.2)
県内市平均	42歳5月	324,306円	97.4 (105.4)
全国市平均	42歳9月	329,475円	98.8 (106.9)

※ラスパイレス指数

国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準。
()は、国家公務員の給与削減支給措置（2年間）による数値との比較

② 人件費の状況 (※普通会計決算) (単位：千円)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(a)	実質収支
24年度	68,300人	28,626,298	1,256,246
人件費(b)	人件費率(b)/(a)	23年度の人件費率	
4,625,016	16.2%	15.5%	

※普通会計

地方自治体の財政状況の把握および財政比較のため、統一的な基準で比較できるようにした統計上の会計

③ 職員給与費の状況 (普通会計決算) (単位：千円)

区分	給与費			
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(b)
24年度	1,719,351	239,583	607,496	2,566,430
職員数(a)	1人当たり給与費(b)/(a)			
495人	5,185			

(注) 職員手当には退職手当を含みません。職員数は平成25年4月1日現在の人数です。

④ 職員の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25.4.1現在)

区分	初任給	経験年数2年	
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円
経験年数10年		経験年数15年	経験年数20年
大卒	238,650円	290,700円	338,400円
高卒	202,500円	252,400円	304,350円

⑤ 期末手当・勤勉手当、退職手当の状況 (平成24年度)

期末・勤勉手当		
	期末手当	勤勉手当
6月分	1.225月分	0.675月分
12月分	1.375月分	0.675月分
合計	2.60月分	1.35月分
退職手当		
	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額 20,282,274円		

⑥ 特別職等の給料・報酬の状況 (平成25.4.1現在)

区分	給料・報酬月額	
市長	920,000円	
給料	副市長	760,000円
	教育長	638,000円
	議長	490,000円
議員報酬	副議長	428,000円
	議員	407,000円

⑦ 特殊勤務手当の状況 (平成24年度)

支給職員の割合 (職員全体に占める割合)	6.6%
平均支給月額 (支給対象職員1人当たり)	5,170円
手当数 (平成24年度中に支給実績のあるもの)	4種類
代表的な手当	
支給額の多い手当	汚物処理作業手当
多くの職員に支給されている手当	汚物処理作業手当 徴収手当

「敦賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の人事および給与などの状況について、平成24年度の結果および平成25年4月1日現在の状況をお知らせします。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間

区分	勤務時間		休憩時間	勤務を要する日
	始業	終業		
一般行政職	8:30	17:15	12:00～13:00	毎週月曜日～金曜日の週5日間 (国民の祝日、12/29～1/3は除く。)

※ 本庁以外の勤務場所では異なる勤務形態の場合があります。

② 休暇の種類

- ▶ 年次休暇…20日間 ▶ 病気休暇…90日以内
- ▶ 特別休暇…結婚休暇5日以内、夏季休暇3日以内、産前・産後休暇は6週間以内に出産する予定の場合および産後8週間を経過しない場合、その都度必要と認める期間
- ▶ 介護休暇…連続する6月の期間内において必要と認める期間（無給）
- ▶ 育児休業…最長で子が3歳に達する日までの期間（無給）
- ▶ 育児短時間勤務…子が小学校就学の始期に達するまでのうち、連続する1年までの期間（延長可能。勤務実績に応じて給料を減額）
- ▶ 部分休業…子が小学校就学の始期に達するまでの期間（勤務実績に応じて給料を減額）
- ▶ 自己啓発等休業…大学等課程の履修の場合は原則2年以内、国際貢献活動の場合は3年以内（無給）

③ 休暇の取得状況 (平成24年度)

年次休暇(1人当たり)	病気休暇(1日以上)	産前産後休暇		
5.8日	133人	31人		
介護休暇	育児休業	育児短時間勤務	部分休業	自己啓発等休業
2人	60人	14人	1人	0人

4 職員の分限および懲戒処分等の状況

(平成24年度)

区分	種類	人数	内容
分限処分	休職	6人	心身の故障のため、長期の休養を要する場合など
懲戒処分	免職・停職・減給など	0人	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合など

問合せ先 総務課 ☎22-8102

5 職員の服務の状況

(平成24年度)

職員の服務については、地方公務員法第30条、第32条～第38条において、その根本基準として「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」ことや、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」をはじめとする義務、禁止および制限事項が定められています。

平成24年度における服務義務違反の内容などについては次のとおりです。

服務義務違反の内容	違反者数
信用失墜行為の禁止 (交通事犯による違反)	14人 (全員訓告処分済)

6 職員の福利厚生等の状況

福井県市町村職員共済組合において、短期給付（病気、ケガ、出産、死亡などに対する給付）、長期給付（退職、障害、死亡に対する年金または一時金の給付）および福祉事業（健康増進事業、資金貸付など）を行っています。

また、敦賀市職員互助会（職員の福利厚生を目的に、条例で設置が認められた互助団体）は、健康増進事業および体育・文化事業などを行っています。

7 職員の研修状況

(平成24年度)

福井県自治研修所における研修	173人
派遣研修（市町村アカデミー等外部研修）	55人
職場研修（講師の派遣による研修）	228人

8 公平委員会の報告状況

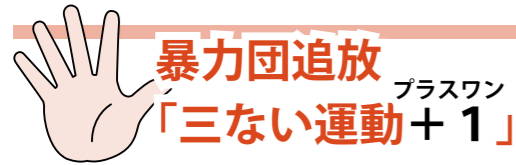
(平成24年度)

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況……………0件
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況……………0件

みんなで団結！暴力団を追放しよう！

暴力団は、薬物の密売やとばく等伝統的な犯罪に加え、一般の経済活動を装ったさまざまな犯罪や暴力を背景とした資金獲得活動を敢行し、平穏で安全な市民生活を脅かしています。

市民の安全で安心な生活を守るためには、警察による取締りに加え、暴力団が活動しにくい環境を作り、市民生活から追放することが大切です。そのために、市民・事業者・行政が一致団結した粘り強い排除活動を行っていく必要があります。



暴力団追放「三不運動+1」を実践し、市・警察・市民事業者が協働して暴力団の不当な影響を排除し、安全で安心な敦賀市の実現を目指しましょう！

暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる。

- ▶暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- ▶暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」
それが暴力団の姿勢です。

- ▶暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- ▶暴力団はタダでは動かず、法外な金を要求されます。
- ▶暴力団は相手が弱い、甘いと見ると、トコトン食らい付き離れません。

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」
暴力団を支援・容認することになる。

- ▶暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- ▶暴力団は一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- ▶暴力団は自らの遊びや組の活動資金を常にかぎ回っているカネのための集団です。

暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」
暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- ▶暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- ▶暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業から排除されることがあります。

市の取組み

敦賀市 暴力団排除条例

市では、暴力団排除を進めるための条例を制定し、平成24年1月1日から施行しています。この条例においても、暴力団に対する利益供与、暴力団の威力の利用を禁止しています。

問合せ先

【条例に関する問合せ先】生活安全課 ☎22-8115
【暴力団に関する相談窓口】敦賀警察署 ☎25-0110
公益財団法人福井県暴力追放センター ☎0120-214-893

消雪のための 地下水の使用を控えましょう

～大切な地下水を守るため～

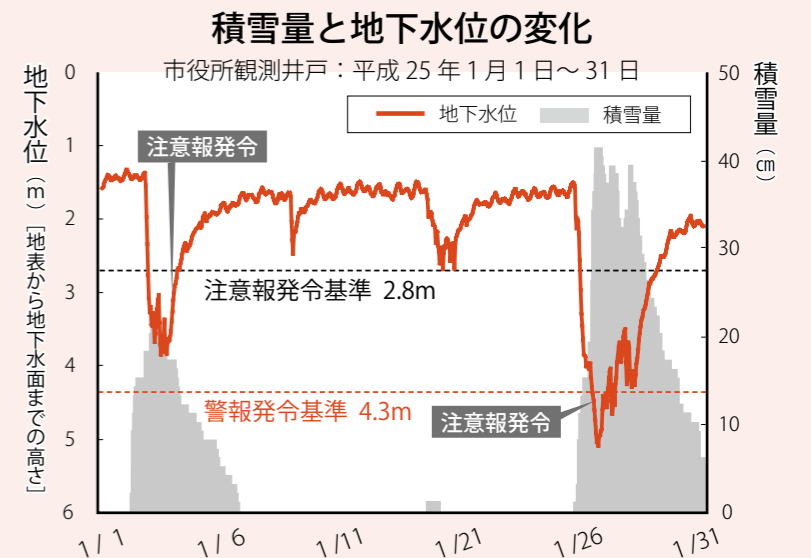
地下水は「限りある貴重な資源」です。降雪時、一斉に地下水をくみ上げて消雪に使用すると、地下水位が急激に低下します。

大切な地下水を守っていくため、地下水を利用した消雪設備による散水を控えるなど地下水の節水にご協力をお願いします。

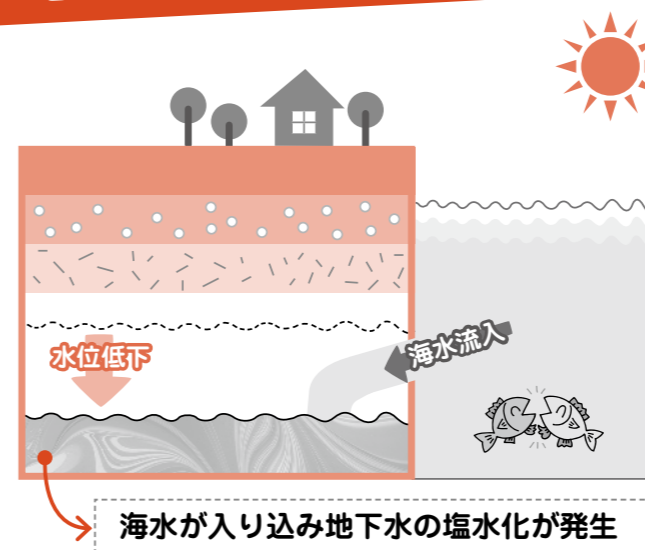
雪が降ると
地下水位がピンチ！

右のグラフは、昨年度の積雪量と地下水位の変化を表しています。

グラフからも分かるとおり、積雪量が多くなると、消雪のために地下水が大量に使用され地下水位は急激に低下します。昨年度は1月4日と1月26日の2回、地下水位低下注意報が発令されました。



地下水が下がると塩水化に！



地下水位の低下が続くと、左図のように海水が地下水側に入り込み塩水化を引き起こす恐れがあります。塩水化が起こると、水を飲むことができなくなったり、農作物に被害が生じるなど生活に直結する事態が発生します。また、いったん塩水化した地下水は、自然回復に長い年月が必要となります。

地下水を守るためには一人ひとりの取り組みが大切です。適正利用を心掛け、地下水の保全に努めましょう。

市では適切な地下水量を確保するため、職員が常に地下水位を計測しています。



問合せ先

【地下水位について】環境・廃棄物対策課 ☎22-8121